

明和町保育所・幼稚園・こども園における 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

明和町教育委員会

令和3年10月

Ver. 2

【園児の欠席・臨時休園の考え方と職員の対応について】

令和3年10月
明和町教育委員会

このマニュアルは、町立保育所・幼稚園・こども園（以下町立園とする）において、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者等が発生した場合における園児の欠席・臨時休園の考え方と職員の対応について、基準を定めるものとする。

町立園において園児又は職員に感染者、濃厚接触者が発生した場合は、当該園単位での対応を基本とし、対応にあたっては明和町教育委員会及び松阪保健所や県の機関と連携し、その指導の下で措置を実施する。

1 園児・職員の欠席の考え方

◎次の場合は、園児及び職員を欠席、出勤停止させる。

(1) (園児・職員) 本人の感染が判明、又は濃厚接触者と認定された場合

①感染が判明した場合

開始日：感染が判明した日

終了日：専門医が快癒を認め登園を許可したとき

②濃厚接触者と認定された場合

開始日：濃厚接触者と認定された日

終了日：開始日から14日後までとする。

○PCR検査の結果で陰性と判定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から14日間は健康観察期間として登園停止・出勤停止

●陽性と判定された場合は、「①感染が判明した場合」の期間

(2) 園児の保護者・同居家族又は職員の同居家族が、濃厚接触者と認定された場合

開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：同居家族のPCR検査結果が確認できるまでの期間又は開始日から14日後までとする。

○陰性と判定された場合は、翌日から登園可。

ただし、本人や周囲の状況等により必要な場合は、一定期間の登園停止の要請を行う。

●陽性と判定された場合は、本人が濃厚接触者と認定されれば

「(1) ②」へ

(3) 園児・職員が発熱等のかぜ症状が見られる場合

原則登園・出勤自粛を要請する。

(4) 園児・職員の家族が発熱等のかぜ症状が見られる場合

原則登園・出勤自粛を要請する。

2 休園・クラス閉鎖・登園停止の考え方

(1) 休園措置

- ・園児本人、又は園の職員本人に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認され、園内に濃厚接触者が存在する可能性がある場合、園の消毒や濃厚接触者の精査に必要な期間。
- ・濃厚接触者の検査結果が陽性の場合、状況に応じて閉鎖規模・期間を定める。
- ・園内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合、休園期間については感染の把握状況、感染の拡大状況、園児、職員への影響を踏まえて判断する

(2) クラス閉鎖措置

- ・園児本人、又は園の職員本人が保健所の指定する濃厚接触者と認定され、風邪等の症状があり、かつ症状が現れた2日前以降登園・出勤している場合、検査結果がでるまでの期間。ただし、濃厚接触者に風邪等の症状がない場合は通常通り保育を行う。
- ・クラス内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合、クラス閉鎖期間については、濃厚接触者の検査結果が判明するまでの期間とし、感染の把握状況、感染の拡大状況、園児、職員への影響を踏まえて判断する。

- ※1：休園措置、クラス閉鎖措置の判断は、上記の考え方を基本とし、感染経路や濃厚接触者等の状況を踏まえて判断する。
- ※2：臨時休業の要否やその範囲、期間等については、明和町教育委員会が保健所や園医と相談の上決定する。なお、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況で、保健所からの助言を得ることが難しい場合、文部科学省のガイドライン(令和3年8月27日付け事務連絡)(以下「文科省ガイドライン」という)に示された以下の内容を参考に、本マニュアルに基づき決定する。

◎文部科学省が示す臨時休業の範囲や条件の例

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者が必要と判断した場合(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)
- 学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

3 感染者または濃厚接触者が発生した時の園の対応

(1) 関係機関との連携

①明和町教育委員会との連携

次に示す場合は、町教育委員会に、速やかに報告する。

◎ 保護者及び職員等から、次の(a)～(c)に該当する報告があった場合

- (a) (園児・職員) 本人が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、若しくは新型コロナウイルス感染の疑いによりPCR検査を受検した場合
- (b) (園児・職員) 本人が、保健所から濃厚接触者と認定された場合
- (c) (園児・職員) 本人の同居家族が、保健所から濃厚接触者と認定された場合

◎ (園児・職員) 本人に発熱等かぜ症状が見られる場合であって、その健康状態に、次のいずれかの症状が確認されて、帰国者・接触者相談センターへ相談したことの報告があった場合

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある
- ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

②保健所等、関係機関との連携及び情報収集

- ・上記の報告があった場合、園及び町教育委員会は、保健所等関係機関と速やかに連携し、園内の消毒をはじめ、専門的な内容について助言を受けられるようにする。
- ・臨時休園期間中は、保健所の指導に従い、園での感染状況の把握と拡大防止に努める。
- ・「発症までの園内での感染者の状況」「園内外の活動・行動履歴」「他の園児や職員との接触の状況」等について早期に情報収集を開始する。
これらの行動履歴については、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は症状が現れた日の2日前から、症状がない場合はPCR検査日の2日前からとする。
- ・土曜保育を利用している場合は、保育状況の情報を収集する。

(2) 保護者への周知・依頼

- ① 臨時休園を決定した場合、園は、関係する園児の保護者に、メール等を活用して、速かに、感染の状況及び臨時休園する範囲とその期間、留意事項、問い合わせ先等を通知する。
- ② ①にあわせて、適宜、保護者に対して、園児の健康観察を依頼し、発熱等かぜ症状がある場合には必ず園へ連絡するよう依頼するとともに、臨時休園期間が長期となる場合は、園から定期的に園児の状態把握に努めるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。

(3) 消毒措置

保健所の指示に従い施設内の消毒を行う。

園は、保健所及び教育委員会と相談して、以下のとおり消毒を行う。

- ・ 園は、当該園児及び職員の接触（可能性を含む）箇所を、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外の立入を禁ずる等、作業時の安全確保と汚染を広げないように留意する。
- ・ 消毒作業は、十分な換気のもとで、風上から風下へ一方向でふき取りをする。特に、発病者の席を中心とした半径2 mの範囲は汚染度が高いので、汚染を広げないように注意して、念入りに消毒洗浄する。
- ・ 消毒作業にあたる職員は、マスク・手袋のほか、エプロン・ガウン等の保護着（ビニール袋で代用可）の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は汚染した外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、汚染物は新型コロナウイルス感染専用として二重にしたビニール袋に密封し廃棄する。
- ・ どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、管轄する保健所に相談する。

(4) 園児及び職員が感染者または濃厚接触者となった時の扱いについて

- ①園児及び職員が感染者または濃厚接触者になったことをもって、保護者や職員が不利益な取扱いや差別等を受けることがないように啓発する。
- ②臨時休園とする基準や期間は、活動状況によりその対象となる範囲を考慮する。
- ③感染者または濃厚接触者となった職員の扱い等については、原則として次のとおりとするが、それぞれの状況を踏まえ、町教育委員会と協議し対応する。
 - ・職員が出勤停止する場合は令和2年4月13日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休暇について」に基づき対応する。
 - ・特別休暇に該当しない場合で、出勤自粛を要請する場合は、有給休暇により対応する。
 - ・感染者は、専門医が快癒と認めた日、又は保健所より指示のあった日から、勤務に復するものとする。
 - ・当該職員については、復帰後も引き続き健康観察を行うとともに、体調によっては必要に応じて業務上の配慮を行う。

(5) 保育料金の扱いについて

- ①休園措置、クラス閉鎖措置、登園停止措置、感染者、濃厚接触者の方については日額の減免措置を行う。
- ②保育料の返還については、町が決定する期間の欠席日数に応じ返金する。